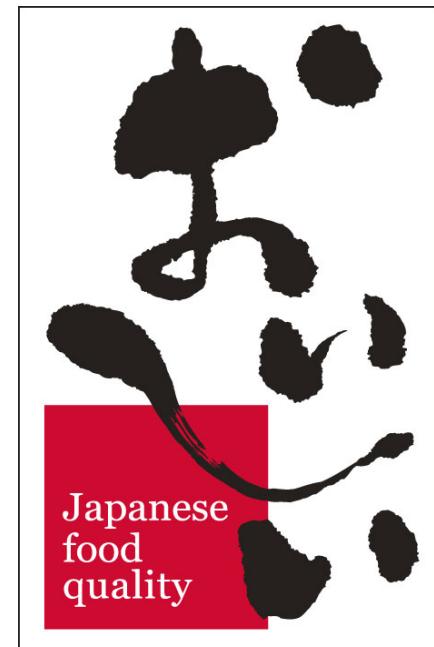


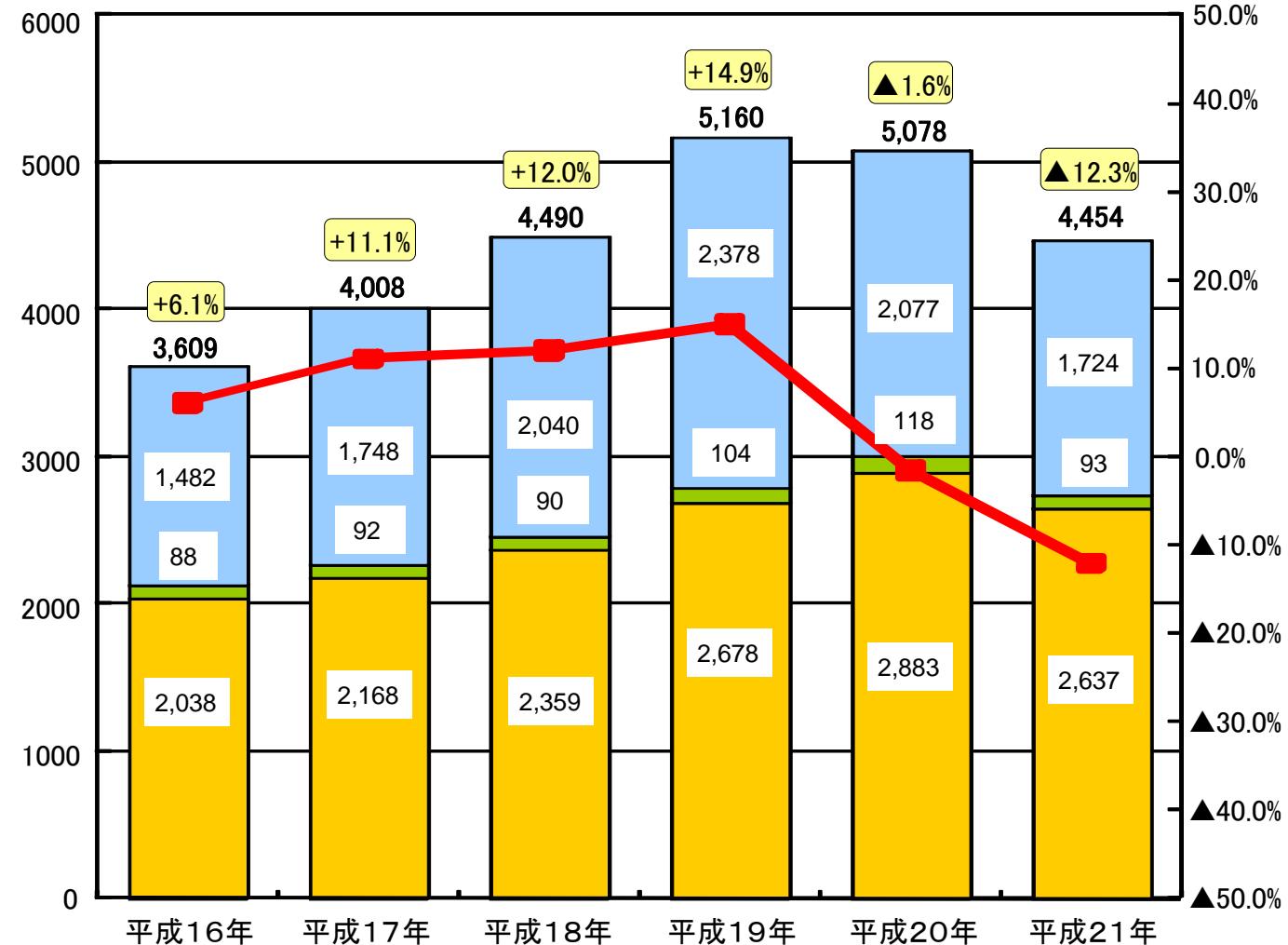
平成21年度の取組状況

平成22年6月



- 目標：農林水産物・食品の輸出額につき、平成32年までに1兆円水準を目指す。
- 減少傾向で推移していた農林水産物・食品の輸出額は、平成21年秋以降、回復傾向。

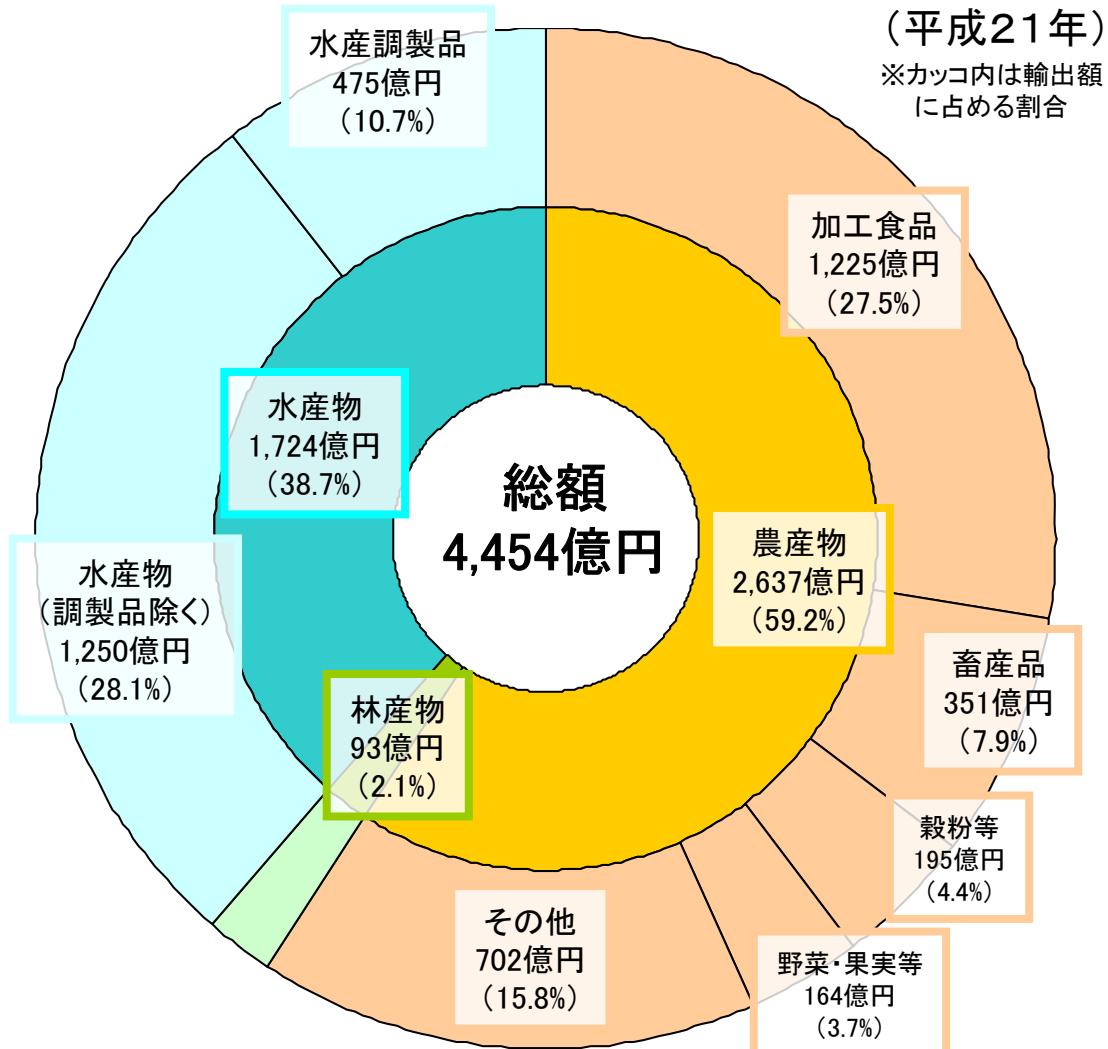
(億円)



	平成16年	平成19年	平成20年	平成21年
農林水産物	3,609	5,160	5,078	4,454
	6.1%	14.9%	▲1.6%	▲12.3%
農産物	2,038	2,678	2,883	2,637
	4.1%	13.5%	7.7%	▲8.5%
林産物	88	104	118	93
	▲1.8%	15.6%	13.6%	▲21.3%
水産物	1,482	2,378	2,077	1,724
	9.5%	16.5%	▲12.7%	▲17.0%
農林水産物 (※3品目除く)	2,954	4,337	4,312	3,843
	5.9%	16.0%	▲0.6%	▲10.9%
総輸出額	611,700	839,314	810,181	541,706
	12.1%	11.5%	▲3.5%	▲33.1%
乗用車	80,757	126,834	119,466	57,971
	2.3%	15.6%	▲5.8%	▲51.5%

※上段：輸出額(億円)、下段：対前年比

●農林水産物・食品の輸出額を品目別でみると、水産物が約4割、加工食品が約3割を占める。

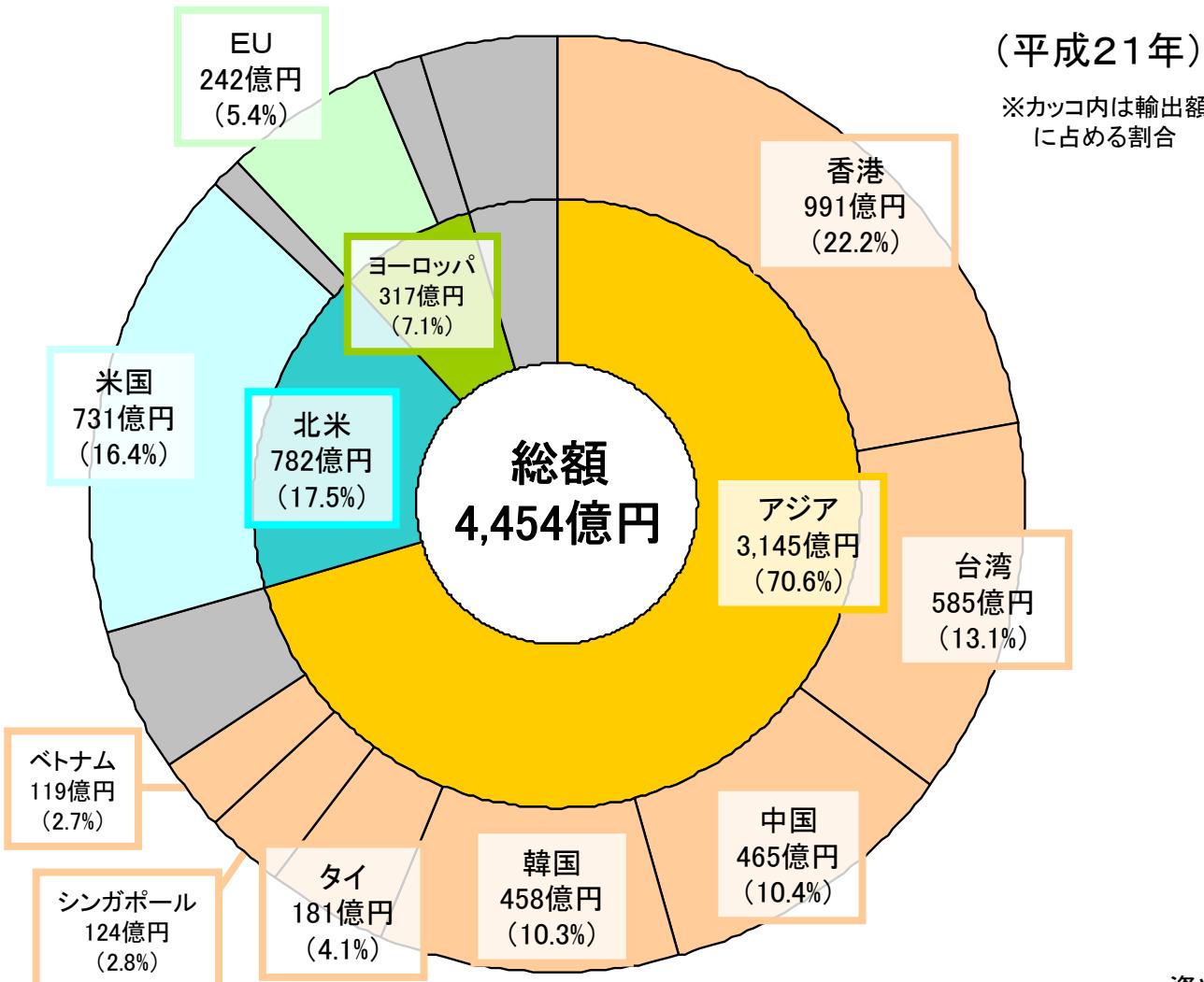


	平成20年	平成21年	増減率
農林水産物	5,078	4,454	▲12.3%
農産物	2,883	2,637	▲8.5%
加工食品	1,308	1,225	▲6.4%
畜産品	342	351	2.7%
穀粉等	245	195	▲20.2%
野菜・果実等	205	164	▲19.8%
その他農産物	784	702	▲10.4%
林産物	118	93	▲21.3%
水産物	2,077	1,724	▲17.0%
水産物 (調製品以外)	1,574	1,250	▲20.6%
水産調製品	503	475	▲5.6%
農林水産物 (※3品目除く)	4,312	3,843	▲10.9%
総輸出額	810,181	541,706	▲33.1%
乗用車	119,466	57,971	▲51.5%

※「3品目除く」の「3品目」とは、アルコール飲料、たばこ、真珠。

資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

- 農林水産物・食品の輸出額を輸出先国・地域別でみると、アジアが約7割、北米が約2割を占める。
- 国・地域別順位は、1位香港、2位米国、3位台湾、4位中国、5位韓国。



	平成20年	平成21年	増減率
世界	5,078	4,454	▲12.3%
アジア	3,547	3,145	▲11.3%
香港	1,053	991	▲5.8%
台湾	692	585	▲15.5%
中国	450	465	3.4%
韓国	528	458	▲13.2%
ASEAN	715	554	▲22.5%
タイ	282	181	▲35.9%
シンガポール	127	124	▲2.2%
ベトナム	126	119	▲5.1%
フィリピン	77	50	▲34.7%
マレーシア	48	40	▲16.7%
インドネシア	54	38	▲29.1%
GCC	70	60	▲15.2%
UAE	43	35	▲18.4%
北米	902	782	▲13.4%
米国	836	731	▲12.7%
カナダ	57	45	▲21.3%
欧州	373	317	▲15.1%
EU	290	242	▲16.6%
ドイツ	55	48	▲12.7%
英国	55	44	▲19.5%
オランダ	53	44	▲18.5%
フランス	40	41	2.0%
ロシア	53	48	▲8.6%
大洋州	136	122	▲10.4%
豪州	57	55	▲5.1%
ニュージーランド	31	26	▲15.5%
アフリカ	83	57	▲31.6%
南米	37	33	▲11.6%

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

検疫協議の加速化

○輸出解禁又は検疫条件の緩和

- ・うんじゅうみかんの輸出解禁 平成21年10月 豪州
- ・EU向け盆栽・植木類 検疫条件の追加的な緩和要請を実施
- ・牛肉の輸出解禁
平成21年5月 シンガポール、平成21年7月 マカオ、平成21年10月 タイ
- ・豚肉の輸出解禁 平成21年5月 シンガポール

○集荷地における輸出検査の実施及び検疫措置に関する説明会等

農産物の輸出検査における集荷地検査の実施を推進するとともに、生産者等に対する技術講習会を開催し、植物防疫面からの助言・指導を実施

輸出に係る証明書の円滑な発行

○水産物

- ・ウクライナ、豪州、ナイジェリア向け証明書の発行体制を整備
- ・EU向け水産物について、違法、無規制、無報告漁業で漁獲されたものでないことを証明する漁獲証明書の発行体制を整備

○牛乳・乳製品

平成21年12月、中国の輸入制度変更に対応した中国向け衛生証明書の発行体制を整備

有機JAS規格の同等性に関する
相手国審査の迅速化の要請

○米国向け: 平成21年11月から、農林水産省と(独)農林水産消費安全技術センターが、全米有機プログラム基準に基づく有機に係る認証機関の認定業務を開始

○EU向け: 日本の有機JAS制度のEU有機規則との同等性審査について、EU内で最終的な承認手続を実施中

輸出拡大が期待される品目の関税撤廃・削減

○平成21年には、スイス及びベトナムとの経済連携協定(EPA)が発効

→りんご、なし、みかん等の果実、盆栽、長いも、味噌及び切り花等について、協定発効と同時又は段階的な関税撤廃を実現

HACCP手法の導入

導入施設数(平成21年度末時点)

○水産物 EU向け21、米国向け260

(米国向けは厚生労働省と(社)大日本水産会による認定数)

○牛 肉 米国向け4、カナダ向け3、香港向け5

○水産物

- ・講習会の開催及び民間専門家の派遣・助言実施
- ・EU向け水産物の輸出について、輸出実行プランを作成・普及

○牛肉

輸出相手先国・地域が求める衛生条件等の輸出認定基準に適合した施設整備を推進するため、2か所の食肉加工施設の整備を支援

GAP手法の導入

導入済みの産地は、全国で1,572産地(平成21年3月末現在)

○GAPを導入する産地等での研修会の開催や取組に必要な分析、実証等に対する支援を実施(44産地)

○生産から加工・出荷まで一貫したGAPに取り組むモデル地区を設置(2地区)

○GAPの取組を支援するデータベースを作成

○GAPの指導を行う普及指導員に対する研修(平成21年5月)を実施(計34名)

○取組内容の高度化を推進するためのガイドラインを提示・公表(平成22年4月)

○EU等への輸出を促進するため、GLOBALGAPの普及に向けたパンフレット作成・配布を支援

〈特定重点品目と特定重点地域、重点個別品目と重点国・地域を踏まえた施策を優先的に選定〉

- 国内の農林漁業者等とバイヤーとの海外でのマッチング機会の提供
- 地域が直面する共通の課題を解決するための調査
- 海外の食品見本市等におけるジャパンパビリオンの設置
- 海外でのアンテナショップの設置
- 在外公館等を活用した日本食・日本食材等のPRイベントの実施
- 台湾向け野菜・果実については、平成21年8月に担当官を派遣し、交流協会を通じて、台湾側に対して残留基準の早期設定を要請
その後、平成21年10月に特定の品目と農薬の組み合わせ(例:りんごに使用されるトリフロキシストロビン)について残留基準が設定
- 食肉(特に牛肉)については、重点国・地域への輸出解禁に向けた衛生協議を進めた結果、東南アジアの2か国(シンガポール、タイ)向けの牛肉輸出が解禁。

〈品目別のビジネスモデルの策定〉

- 水産物について、ブラジルへの海苔の輸出に関する「輸出ビジネスモデル戦略」を作成
- 木材について、平成20年度に策定した「輸出ビジネスモデル戦略」を踏まえ、平成21年度に中国の基準・規格とニーズに対応した国産材製品の輸出仕様を開発

〈知的財産戦略・ブランド戦略の推進、供給基盤の強化への支援〉

- 地方自体体や農林水産関係団体をはじめとする会員が参加する「農林水産知的財産保護コンソーシアム」の設立(平成22年3月時点75会員)
 - ・中国、台湾における商標出願等を一元的に監視する体制の整備
 - ・海外での模倣品、偽装品の調査及び知的財産問題に係る地方相談会を実施
- 果実統一マーク
 - ・平成20年度に商標登録出願済みの台湾及び香港において登録が完了し、新たにタイ及びカナダにおいて商標登録を出願
- 和牛統一マーク
 - ・米国、香港、中国など13か国・地域において商標登録を出願
 - ・平成21年度には米国、シンガポール、ロシア及びメキシコの4か国で商標登録が完了
- 水産エコラベル
 - ・平成21年度末までに、4団体の生産段階及び27社の流通加工段階が認証され、マリン・エコ・ラベルを取得



〈技術開発の推進〉

- 輸送、包装、保存技術、品種識別のための分析技術等の研究開発
 - ・平成21年度に「イチゴの品質評価技術と物流技術の融合による流通システムの開発」及び「植木・盆栽の線虫類の総合的な防除技術及び生産・輸送技術の開発」の2課題を採択
 - ・平成20年度以前に採択した16課題とともに技術開発を推進

③ 意欲ある農林漁業者等に対する支援

海外

○国際見本市等に日本パビリオンを設置(10都市12国際見本市)

- ・輸出相手国のバイヤーが一堂に集う国際見本市等に日本パビリオンを設置、生産者・輸出業者とバイヤーとのマッチングを支援

中国国際木造エコ住宅博覧会(上海)、中国花き博覧会(北京)、
PIR 2009 Expo(モスクワ)、ANUGA 2009(ケルン)、FHC China 2009
(上海)、Food Week 2009(ソウル)、IPM Essen 2010(エッセン)、
Gulfood 2010(ドバイ)、International Restaurant and Foodservice
Show of New York(ニューヨーク)、Kyunghyang Housing Fair 2010
(ソウル)、Natural Products Expo of West(アナハイム)、
International Boston Seafood Show(ボストン)

- ・のべ商談件数は約13,000件
成約件数約700件

○海外においてマッチング商談会開催(14都市17回)

- ・日本の生産者等と現地の卸売業者等とのマッチング商談会を開催

米国(ボストン、ニューヨーク、ロサンゼルス、シアトル)、オランダ、台湾、
ベトナム(ホーチミン)、香港、タイ、中国(大連、上海)、シンガポール、
カナダ(トロント)、豪州(シドニー)

- ・のべ商談件数は約3,800件
成約件数約700件

○海外アンテナショップの設置(5都市)

海外の高級百貨店等に、日本産農林水産物等を販売するアンテナ・ショップを開設
(アブダビ、ドバイ、モスクワ、
クウェートシティ、サンクトペテルブルク)

アラブ首長国連邦(アブダビ)
アンテナショップの様子



国内

○「輸出オリエンテーションの会」を開催(9都市10回)

- ・輸出意欲のある生産者や流通関係者等を対象に、国内外から輸出促進サポーター(バイヤー等)を招いて、
展示・商談会及びセミナー等を実施
- ・展示・商談会への延べ参加者数は、
256社(うち商談成立件数は44件)



〈丁寧な相談体制等の充実〉

○EU向け輸出におけるGLOBALGAPへの対応、輸出拡大プログラム等
輸出の拡大が見込まれる国・地域における課題を解決するための調査及び分析に対する支援を実施

○新たに輸出に挑戦する者や輸出の拡大を目指す者を対象とした輸出についてのヒント集を作成・配布し、農林水産省ホームページで公表したほか、相談に来訪した者に丁寧に説明する等、積極的に活用

○地域輸出促進協議会において、相談窓口の設置、地域の農林漁業者等への輸出情報の提供、地域の農林漁業者等と国内外バイヤーとのマッチングの支援等の活動を展開

○農林漁業者等が行う輸出ビジネスに対し、助言・協力する輸出促進サポーターをデータベースに登録・掲載(国内47名、海外33名)

〈意欲ある農林漁業者等の海外における事業活動に対する支援〉

○全国レベル、地域レベルを含む57の事業体の取組を支援

〈事業の活用の事例〉いわて農林水産物輸出促進協議会

○香港の高級スーパーにおいて、フェアを開催し、多品種のりんごの試食を通じたPRとアンケート調査を実施。現地消費者のりんごへの値ごろ感や甘さの強い品種が好まれる嗜好性を把握し、次年産りんごの輸出拡大に向けた県内生産地との調整や他産地との差別化の方策を検討。

海外の日本食レストランを通じた日本食の普及活動

- 日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)は、ローマ・ミラノ、パリ、香港、シドニー、トロント、サンフランシスコ、北京における日本食レストラン関係者のネットワークを構築
- 国際シンポジウム、メニュー提案商談会等の開催、日本食・日本食材等に関する情報の発信や料理人の調理技術・衛生知識の向上を目指す教育研修等JROの活動に対して支援

日本食材を活用する人材の育成

- 米国・ニューヨーク市内にある料理学校において、現地で活躍する日本人及び米国人シェフを講師に招き、料理学校の学生及びレストランのシェフ等に対して、日本の食の魅力を伝える「日本食材等・日本食文化講座」を実施

人的つながりの構築によるマッチング支援活動の展開

- 海外10都市の12の国際見本市において日本産農林水産物・食品の生産者等が出展する日本パビリオンを設置
- 海外14都市において、日本の生産者等と現地の卸売業者等のマッチング商談会を17回開催

「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業等の実施

- 「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業の実施（14か国・地域で17事業）
- 第4回日本食海外普及功労者表彰の実施
日本産農林水産物の海外での紹介、普及などに多大に貢献してきた5名の功労者を表彰（21年6月29日農林水産物等輸出促進全国協議会）

広報内容の充実及び戦略的な広報の実施

- 「世界が認める日本の食150」として、日本食10選、加工食品40選、輸出取組事例100をとりまとめ、公表
- 海外で開催される「食イベント」のうち影響力のあるBBC Good Food Show（英国・ロンドン）及びSIA（フランス・パリ）に日本パビリオンを設置し、来場者に対して日本食・日本食材の魅力を積極的に紹介
- 海外向けCMを5本（水産物（2本）、和食、和牛、果実）制作し、北米及び東・東南アジアのCNNネットワークを活用してCATV、衛生放送、空港放送、インターネットを通じて贈答シーズンを中心に放送・配信
- 米国、香港、シンガポールのTV局取材クルーを産地（愛媛県、青森県、鹿児島県）に招へいし、水産物、果物、和牛、酒類等を題材とした番組の制作を支援
- 海外向け広報資材として、中国、台湾向け農林水産物・食材の紹介パンフレット、日本食10選のパンフレット、日本食・日本食材の普及映像を制作

関係府省等の関連事業との連携

- スイス（ダボス）において、世界経済フォーラム年次総会開催期間中の関連行事として、日本貿易振興機構による「Japan Night 2010,Davos」と共催で「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業を実施
- 在外公館、日本貿易振興機構の海外センター、日本政府観光局の海外事務所に日本食・日本食材等の紹介DVD「Delicious NIPPON」（日本の食文化、米、水産物、野菜、果物、きのこ、和牛、日本茶を題材にした30分映像8本（平成20年度作成））等の映像コンテンツを配付
- 主要な輸出先国・地域において開催されるイベント等での活用に供するため、映像、パンフレット等の広報資材を要請に基づき提供